

Ⅱ 第4次基本計画の基本的考え方

1 福岡市が目指す姿

性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会

平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、「持続可能な開発目標(SDGs)」の目標5に「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」ことが掲げられるとともにアジェンダの実施において、ジェンダーの視点を主流化していくことは不可欠であるとされています。

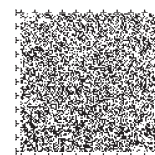
国においても、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」、「働き方改革を推進するための関係法律」、「女性の職業生活における活躍に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)など、働き方改革、女性活躍に向けた法律の制定・改定が行われ、企業等における制度などの整備も進展するなど、我が国における男女共同参画推進に向けた機運は着実に高まりつつあります。

また、福岡市では、第9次福岡市基本計画において「生活の質の向上」と「都市の成長」の好循環を創り出すことを都市経営の基本戦略として掲げ、分野別目標の一つとして、「一人ひとりが心豊かに暮らし、元気に輝いている」を設定しています。その実現に向けて、「すべての人の人権が尊重されるまちづくりと男女共同参画の推進」などに取り組み、男性・子ども・若年層を含め、あらゆる人に男女共同参画意識の浸透を図っていくことなどが示されています。これは、誰もが思いやりをもち、すべての人にやさしいまち「ユニバーサル都市・福岡」の実現にもつながるものです。

これまで、第1次から第3次基本計画までの15年間において、個々を尊重し合い、性別にかかわらず一人ひとりが輝ける社会を、市民の共感を得ながら、市民とともに作り出すことを目指して、男女共同参画社会の実現を阻害するおそれがある社会通念、慣行、偏った意識、制度などを改める取組みを進めており、市民の意識にも一定の変化が生まれてきています。

こうした意識の変化が、一人ひとりの行動変容につながるよう、啓発から実践へと、次のステージへステップアップを図るため、ライフステージに応じた実効力のある取組みを進め、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

第4次基本計画では、第3次基本計画の理念を引き継ぎながら、市が市民とともに目指す姿を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた取組みをさらに進めることとしました。



福岡市が目指す男女共同参画社会

基本目標① あらゆる年代・性別で男女共同参画意識が浸透した社会

あらゆる年代・性別の市民が、自らの意思で多様な生き方を選択できるとともに、他の人の異なる考えや生き方をも尊重しながら、家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場でその個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

基本目標② あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会

配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪など、あらゆる暴力が根絶されるとともに、貧困、高齢、障がい等により困難を抱える人が安心して暮らせる社会を目指します。

基本目標③ 仕事と生活の調和が実現した社会

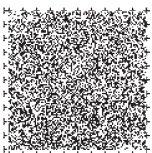
従来の働き方が制度・意識の両面から改善され、誰もが働く場における責任を果たすとともに、多様な働き方の選択などにより、仕事と生活の調和を図りながら、家事・育児、介護、地域活動などにおいて責任と充実感を分かち合い、男女が共に暮らしやすい社会を目指します。

基本目標④ 働く場において女性が能力を発揮して活躍できる社会

男女の待遇や教育、昇進等の機会が均等に確保されるなど、企業において女性活躍の取組みが進み、女性がそれぞれに望むキャリアパスを描いて働き続けることができる職場環境がつくられ、男女がその能力を発揮することで企業活動も活性化し、活力ある社会を目指します。

基本目標⑤ あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会

市の審議会等委員、市役所の管理職などの女性比率が一層高まり、市の政策・方針決定過程に男女が共に参画するとともに、地域においては、諸団体の長への女性の就任が進み、男女共同参画の視点をもって、身近な暮らしの場での地域課題の解決に取り組むことにより、様々な立場を考慮した政策などの立案・実施が可能になる社会を目指します。



2 第4次基本計画の位置づけ

(1) 国及び福岡県の男女共同参画基本計画との関連

男女共同参画社会基本法(第14条第3項)に基づき、国及び福岡県の男女共同参画基本計画を勘案することとしています。

(2) 市条例の具体化

条例(第11条)に基づき、今後、福岡市が取り組むべき施策の基本的な方向を示すとともに、男女共同参画の推進に関する具体的施策の実施計画としての役割を果たすものです。

(3) DV防止法との関連

DV防止法(第2条の3第3項)に基づき、基本目標2「施策の方向1 配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止」の部分、市町村基本計画と位置づけています。

(4) 女性活躍推進法との関連

女性活躍推進法(第6条第2項)に基づき、基本目標3と基本目標4の部分、市町村推進計画と位置づけています。

(5) 市総合計画との関連

福岡市基本構想・第9次福岡市基本計画(平成24(2012)年12月策定)との整合性を図ります。

福岡市では、多くの市民の皆様とともに策定した「福岡市総合計画」に基づき、経済的な成長と、安全・安心で質の高い暮らしのバランスが取れた、コンパクトで持続可能な都市づくりを進めることにより、SDGsの達成に取り組んでいます。

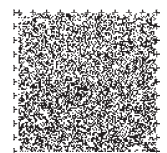
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※SDGsと第4次基本計画の目標との対応については、P30～に関連するアイコンを掲載しています。

3 計画期間

令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。

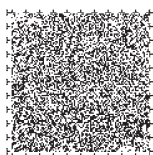


4 第4次基本計画の体系

重 は重点的に取り組む施策

基本目標の実現に向けて取り組むべき「施策の方向」と「具体的施策」

施策の方向		具体的施策	
基本目標 1 あらゆる年代、性別で男女共同参画意識が浸透した社会			
1	男女平等教育の推進	(1)	学校教育における男女平等教育の推進
		(2)	教育に携わる者への研修の充実
2	男女共同参画推進センター等からの啓発・学習の全市的展開 重	(3)	男女共同参画推進センターにおける男女共同参画に関する啓発・学習及び相談の充実
		(4)	区役所、人権啓発センターにおける取組みの推進
		(5)	公民館における取組みの推進
		(6)	男女共同参画に関する調査・研究
		(7)	男女共同参画に関する広報と情報提供
		(8)	市民団体、NPO等との連携・共働
		(9)	報道機関との連携
3	地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援 重	(10)	地域の主体性を尊重した男女共同参画の推進と男女共同参画協議会等の活動支援
		(11)	自治協議会等を中心とした男女共同参画意識の浸透
4	男女共同参画の視点に立った地域防災の推進	(12)	男女共同参画の視点に立った防災事業
5	国際理解・交流の推進	(13)	男女平等に関する国際理解の推進
基本目標 2 あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会			
福岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第3次)			
1	配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止 重	(14)	相談体制の充実
		(15)	保護体制の充実
		(16)	被害者の自立のための支援
		(17)	配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発
		(18)	関係団体との連携
2	セクシュアル・ハラスメント等及び性犯罪の防止	(19)	セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた広報・啓発
		(20)	市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止
		(21)	教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止
		(22)	相談の充実
		(23)	性犯罪被害の防止及び犯罪被害者への支援
3	生涯にわたる健康支援	(24)	青少年に対する支援、意識啓発
		(25)	母性の保護の重要性に関する認識の浸透
		(26)	妊娠・出産に関する健康管理の支援
		(27)	ライフステージに応じた心身の健康管理の支援
4	性の多様性が尊重される環境づくり	(28)	性的マイノリティ当事者やその家族等に対する支援
		(29)	市民や企業等に対する教育・啓発
5	貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(30)	ひとり親家庭等への支援の充実
		(31)	高齢者、障がい者等が安心して暮らすための支援
		(32)	経済的な困難を抱えた人の自立支援
		(33)	在住外国人への支援



施策の方向	具体的施策
-------	-------

福岡市働く女性の活躍推進計画(第2次)

基本目標 3 仕事と生活の調和が実現した社会

1 仕事と生活の調和
(ワーク・ライフ・バランス)の推進 **重**

- (34) 企業に対する多様で柔軟な働き方の取組み支援
- (35) 育児・介護休業制度等に関する広報と情報提供
- (36) 市役所における意識啓発
- (37) 男性への意識啓発と、家庭や地域活動への参画促進
- (38) 男性相談の充実

2 子育て・介護支援の充実

- (39) 多様なニーズに対応した保育サービス等の充実
- (40) 子育て支援の充実
- (41) 介護支援の充実

基本目標 4 働く場において女性が能力を発揮して活躍できる社会

1 働く場における女性活躍推進
の支援 **重**

- (42) 企業に対するダイバーシティを見据えた女性活躍推進の取組み支援
- (43) 働く女性のキャリアアップ支援
- (44) 働く女性への労働に関する広報と情報提供
- (45) 相談の充実
- (46) 農林水産業の分野における女性の参画促進

2 女性の就業・起業支援 **重**

- (47) 就業意識の啓発と職業能力の向上
- (48) 女性の起業支援
- (49) 再就職の支援

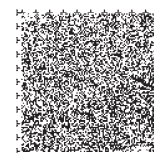
基本目標 5 あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会

1 市の政策・方針決定過程への
女性の参画促進 **重**

- (50) 審議会等への女性の参画促進
- (51) 市役所における男女共同参画の推進
- (52) 政治分野における女性の参画促進

2 地域活動の方針決定過程への
女性の参画促進 **重**

- (53) 自治協議会等への女性役員の参画促進
- (54) 地域の女性リーダー育成と活躍支援



5 重点的に取り組む施策

本市の現状と課題、国の動き、社会経済情勢の変化などを踏まえ、次の5項目に重点的に取り組みます。

(1) ライフステージに応じた男女共同参画意識の啓発

若年層への男女共同参画に対する意識啓発のため、小・中学校における男女平等教育や教職員を対象にした研修の充実を図るとともに、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスについて学び、性別にとられないキャリア形成への意識を高めることを目的とした出前セミナーを市内中学校で実施します。

また、「みんなで参画ウィーク」や各校区の男女共同参画協議会等の活動支援など、広く男女共同参画意識の啓発を行います。

さらに、男女の固定的な役割分担意識の解消に向けて、学生や子育て世代、さらには中高年などを対象に、各ライフステージに応じた、共感を得られる内容の出前セミナー等の取組みを、関係機関や地域などと連携して進めていきます。

(2) 配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止

配偶者等からの暴力を受けた被害者が被害を我慢することなく相談し、被害が深刻化する前に支援につなげられるように、相談窓口の周知に努めます。

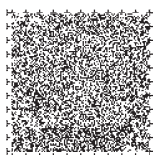
被害者の立場に立ち、相談対応から保護・自立まで切れ目のない支援を進めるために、関係機関と連携して配偶者等からの暴力防止に関する施策の一層の充実・強化に努めます。

また、暴力の未然防止のため、若年層を含むあらゆる世代に対して暴力防止啓発の取組みをより充実させていきます。

(3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

男性も家事・育児、介護等の家庭生活や、地域活動等で積極的な役割を果たすよう意識を改革し、行動の変容へと繋げていくため、男女の固定的な役割分担意識の解消に向けた研修、出前セミナーなどを、業界団体や企業などと連携して実施するとともに、具体的な取組み事例の積極的な紹介など、国や県とも連携して、多様で柔軟な働き方の普及促進に努めます。

また、令和4(2022)年度から、常時雇用する労働者が101人以上の企業にまで策定義務が拡大される、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するとともに、働き方改革に積極的に取り組む地場企業を、市が発注する工事等の入札などに際し、優先的に指名するなど、企業におけるワーク・ライフ・バランスを推進します。



さらに、多様な手法により保育の受け皿を確保するとともに、介護離職を防止するための相談対応を行うなど、仕事と育児や介護を両立できる環境づくりに取り組めます。

(4) 働く場での女性活躍の推進

企業におけるダイバーシティ&インクルージョンの考え方の浸透は、女性をはじめとする多様な人材が能力を発揮できる社会につながっていきます。男女の固定的な役割分担意識の解消に努めるとともに、誰もが持つ無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)による悪影響が生じないように、意識改革と理解の促進を図り、多様な人材が活躍しやすい環境づくりが進められるよう、企業に対して支援を行います。

また、働く場において、より多くの女性が、リーダーとして自覚と自信をもって能力を発揮できるよう、キャリアアップや能力向上の支援を行います。

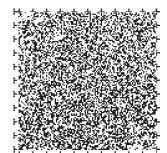
さらに、女性が出産・育児、介護などのライフイベントを経ても、希望に応じた働き方が選択できるよう、女性の起業支援のさらなる充実に取り組むとともに、就業支援やスキルアップの支援を行います。

(5) 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

審議会等の女性委員の参画率向上に向けて、法律等に基づかない協議会等も含めて、女性委員の参画率を個別に透明化するなど、さらなる意識の醸成を図るとともに、市内の推進組織である「福岡市男女共同参画推進協議会」において、目標値達成に向けた働きかけを行います。

また、市役所内においては、特定事業主行動計画に基づき、女性職員の活躍を支援する取組みを進めるとともに、市役所における率先した取組みを企業に紹介します。

さらに、地域における女性の活躍を推進し、地域活動への多様な人材の参画を図るため、女性リーダーの人材育成や、地域、諸団体の自主的な男女共同参画推進の取組み支援、自治協議会への男女共同参画の意識啓発に向けた出前講座などを行います。



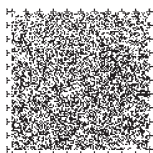
6 数値目標及び参考指標

数値目標

計画期間中に本市が達成すべき数値目標として、基本目標ごとに、次の7項目を設定します。

(単位:%)

基本目標	項目	目標値 (令和7年度)	現状値
1	<ul style="list-style-type: none"> ●男女の固定的な役割分担意識の解消度 「男は仕事、女は家庭を守るべきである」という考え方に否定的な人の割合 【市基本計画の成果指標に関する意識調査】 	女性 80 男性 80	女性 76.5 男性 68.2 (令和元年度)
2	<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度 「相談できる窓口を知らない」と回答した人の割合 【市政に関する意識調査】 	女性 10 男性 10	女性 20.3 男性 21.0 (平成30年度)
	<ul style="list-style-type: none"> ●中高生の「デートDV」についての理解度 デートDVについて「内容を知っている」と回答した中高生の割合 【市青少年の意識と行動調査】 	中学生 50 高校生 80	中学生 20.0 高校生 52.3 (平成30年度)
3	<ul style="list-style-type: none"> ●企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の必要性の認知度 「ワーク・ライフ・バランス推進に取り組む必要がある」と思う事業所の割合 【市女性活躍推進に関する事業所等実態調査】 	85	74.7 (令和元年度)
4	<ul style="list-style-type: none"> ●企業における女性管理職比率 【市女性活躍推進に関する事業所等実態調査】 	15	11.3 (令和元年度)
5	<ul style="list-style-type: none"> ●福岡市の審議会等委員への女性の参画率 	40	35.3 (令和2年8月1日)
	<ul style="list-style-type: none"> ●福岡市役所における女性管理職比率 	20	15.5 (令和2年5月1日)



参考指標

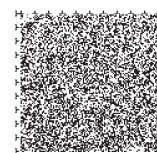
計画の進捗状況をわかりやすく示す指標として、参考指標を設定します。

《中長期的な参考指標》

社会全体で見た場合の男女の地位が平等になっていると思う人の割合

現状値：13.0%（女性9.2%、男性18.8%）【平成30年度市政に関する意識調査】

基本 目標	項 目	現状値
1	○「みんなで参画ウィーク」の認知度 「内容を知っている」と回答した人の割合 【市政に関する意識調査】	3.1% (平成30年度)
	○女性が職業を持つことに対する考え 「ずっと職業を持っている方がよい」と考える人の割合 【市政に関する意識調査】	41.2% (平成30年度)
2	○配偶者等から暴力を受けたことがある人の割合 「精神的暴力(あなたを大声で怒鳴る)を受けたことがある」と回答した人の割合 【市政に関する意識調査】	女性 36.5% 男性 26.2% (平成30年度)
	○配偶者等から暴力を受けた際、我慢した人の割合 【市政に関する意識調査】	女性 46.0% 男性 50.1% (平成30年度)
3	○企業における男性の育児休業取得率 【市女性活躍推進に関する事業所等実態調査】	5.1% (令和元年度)
	○乳幼児の父親・母親の1週間の家事・育児時間 【市子ども・子育て支援に関するニーズ調査】	母親64時間18分 父親15時間10分 (平成30年度)
	○男性が介護休暇を取得することについて 「積極的に取得するべきである」と考える人の割合 【市政に関する意識調査】	35.5% (平成30年度)
	○市役所における男性の育児休業取得率	20.2% (令和元年度)
4	○25歳から44歳までの女性の有業率 【就業構造基本調査】	74.2% (平成29年)
	○職場における男女の平等感 「平等」と感じる人の割合 【市政に関する意識調査】	女性 17.3% 男性 23.5% (平成30年度)
5	○地域における諸団体の長への女性の就任率	22.3% (令和2年7月1日)



7 計画の推進

(1) 推進体制と進行管理

① 庁内の推進体制

庁内の推進組織である「福岡市男女共同参画推進協議会」(会長:市長、副会長:市民局男女共同参画部所管の副市長、委員:全事業管理者及び全局・区長等、幹事:関係部長)において、第4次基本計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、庁内の連携強化を図り、本市の男女共同参画推進施策を総合的かつ効果的に実施します。

また、あらゆる施策が男女共同参画の視点をもって展開されるよう、事務局の企画立案機能を高めるとともに、総合的な調整機能の強化を図ります。

② 男女共同参画審議会

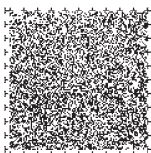
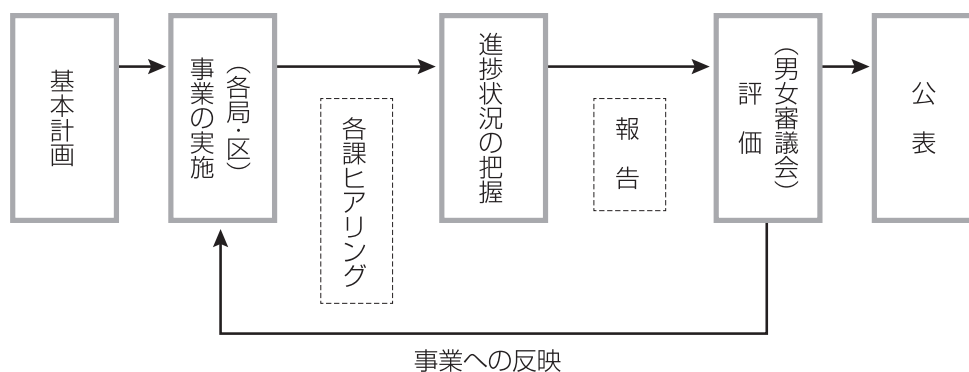
市長の附属機関として設置している「福岡市男女共同参画審議会」(以下「男女審議会」という。)は、市長の諮問に応じ、本市の男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査・審議し、市長に答申するほか、必要と認められる事項について市長に意見を述べます。

③ 施策に対する苦情への対応

条例第26条に基づき、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民から苦情が寄せられた場合、市長は、男女審議会の意見を聞いたうえで、必要に応じて適切な措置を講じます。

④ 基本計画の進行管理と推進状況の公表

市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を男女審議会に報告し、意見及び評価を受けて基本計画の進行管理を行います。また、条例第12条に基づき、実施状況及びその評価を年次報告書にまとめ、市民に毎年公表します。



(2) 拠点施設、区役所の役割

あらゆる施策が男女共同参画の視点をもって展開され、地域において男女共同参画が広く市民に浸透していくうえで、拠点施設であるアミカス、区役所が果たす役割は次のとおりです。

① 拠点施設「男女共同参画推進センター・アミカス」の役割

アミカスは、条例第25条で、「市が男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民等による取組を支援するための拠点施設」と位置づけられています。

拠点施設として、多様な選択を可能にする意識啓発、社会経済情勢の変化や新たな市民ニーズに対応した学習機会の提供、相談事業、及び図書事業などの諸事業を実施するほか、様々な分野の団体や市民グループ等との連携・共働を推進し、市民の自発的な活動を積極的に支援していきます。

今後一層充実を図る機能は次のとおりです。

ア あらゆる人が共感できる男女共同参画の推進

男女共同参画についての市民の意識がより浸透し、一人ひとりの行動につながるようライフステージに応じた取組を実施します。特に、男女共同参画社会の形成が男性にとっても生きやすい社会となることへの理解を深め、男性の家事・育児への参画を促進するため、男性自身の意識啓発を目的とした講座や、若年層が共感できる取組を進めます。

同時に、男性の家庭や地域への参画を推進するため、働きやすい職場づくりを目的とした講演会など、企業におけるワーク・ライフ・バランス推進に向けた啓発を進めます。

また、市内全域からの交通利便性が高い天神地区など、アミカス外での地域関係者への講座・セミナーなどの開催について検討します。

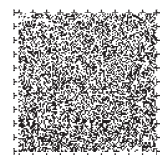
イ 地域支援の充実

公民館、校区の自治協議会や男女共同参画協議会等に対する情報提供、「男女共同参画推進サポーター」等の研修講師の派遣など、区の男女共同参画担当部署とも連携しながら、地域の取組への支援を充実します。

ウ 市民グループ、NPO等の育成・支援

男女共同参画のまちづくりや男性の家事・育児への参画促進、女性の活躍推進など、市民グループ等の専門性を活かし、男女共同参画の機運を醸成する活動に対して、経済的支援、広報への協力などを行います。

また、市民グループ等相互のネットワークづくりや情報交換、交流の機会提供に努めます。



エ 相談機能の充実

夫婦、家族、職場の人間関係の悩みや、生き方、性格、労働、貧困などの生活上の悩みなど、幅広い相談に応じるために相談機能の充実・強化を図るとともに、「女性に対する暴力相談」、「男性のための相談ホットライン」などを活用しながら、配偶者暴力相談支援センターや、区保健福祉センターなど関係機関との連携を強化します。

オ 広報・啓発

男女共同参画に関する広報、啓発のため、広報誌やホームページなどにより男女共同参画に関する情報をタイムリーかつ分かりやすく提供します。

また、拠点施設として、男女共同参画に関する基礎知識、情報を館内に効果的に掲示し、アミカスに来館した市民が男女共同参画について学べる環境づくりに努めます。

カ 女性のチャレンジ支援の充実

働く女性を対象に、キャリアアップや能力向上に向けたセミナーなどを実施するとともに、女性が出産・育児や介護などのライフイベントを経ても、希望に応じた働き方が選択できるよう、起業支援の充実や、就業、スキルアップに向けた講座を実施するなど、女性の様々なチャレンジに対して支援を行います。

キ 総合的な企画調整機能

福岡市の男女共同参画を推進する拠点として、市民グループや地域と連携・共働しながら事業を実施しているアミカスは、市民からのニーズや事業の効果などについて、直接感じ、把握できる立場にあります。

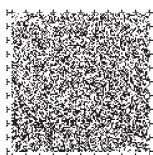
今後は、そうしたニーズなどに対応したより効果的・効率的な事業の企画・立案をはじめとする総合的な企画調整機能を一層強化するため、企画立案部門である男女共同参画課、女性活躍推進課をアミカスに移転するなど、一体的に事業を実施するとともに、拠点施設としてのアミカスのレベルアップを図り、福岡市の男女共同参画を強力に推進していきます。



福岡市男女共同参画推進センター アミカス

Fukuoka City Gender Equality Promotion Center AMIKAS

愛称の「アミカス」はラテン語で「仲間・友達」を意味する言葉からとったもので、一般公募により名づけられました。



② 地域の男女共同参画推進における区役所の役割

区役所は、身近な地域の総合行政機関として市民生活に欠かせない様々なサービスを提供するとともに、区の特性や課題を踏まえたまちづくりの拠点としての役割を果たしています。区及び校区における男女共同参画を推進するうえでも、地域に密着した支援の窓口として次のような役割を果たします。

全市的な男女共同参画推進の動きと区の特性や現状を踏まえながら、校区の取組み状況を把握し、先進的取組みや課題解決の事例に関する情報を各校区が共有できるよう努めます。

また、関係部署が連携して、男女共同参画推進活動が校区全体の取組みとして行われ、意思決定過程に男女が共に参画し、男女共同参画の視点に立った地域の自治が行われるよう支援します。

(3) 多様な主体との連携・共働

① NPO、事業者等との連携・共働

男女共同参画社会の実現には、行政だけでなく市民や事業者の主体的な取組みが不可欠です。多様化、複雑化する市民のニーズや地域課題に適切に対応していくため、教育機関、市民グループ、NPO、企業、マスメディア等との連携・共働を進め、地域に根ざした身近な情報発信を行うとともに、多様な主体が持つ専門性や実践的ノウハウなどを活かした取組みを進めます。

働き方を見直し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進や、あらゆる人が共感できる男女共同参画を進めるには、今後、特に企業への働きかけが必要であり、商工会議所をはじめとする業界団体や、先進的な取組みを実施している企業との連携に努めます。

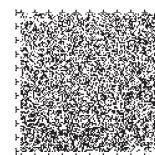
② 自治協議会等との連携・共働

男女共同参画を推進する活動が市民的広がりを持つためには、地域におけるまちづくりのパートナーである自治協議会との連携・共働が重要です。

地域での男女共同参画推進活動は、現在、校区男女共同参画協議会等が自治協議会の一員として活動し、「男女共同参画に関する事業」は自治協議会が行う「まちづくり基本事業」に位置づけられています。

男女共同参画が地域に広く浸透し、校区が男女共同参画の視点に立って運営されるためには、男女共同参画推進活動が、男女共同参画協議会等の活動にとどまらず、自治協議会全体の取組みにまで広がっていくことが望まれます。

自治協議会等と市が目標を共有し、それぞれの役割と責任を果たしながら、地域における男女共同参画を推進していけるよう、さらに連携を深めていきます。



③ 国・県等との連携

男女共同参画社会基本法は、地方公共団体に、男女共同参画社会の形成に関して、国の施策に準じた施策を実施することを求めています。このため、国や福岡県の動向を的確に把握し、本市の男女共同参画に関する諸施策に反映させていきます。

また、福岡県と北九州市、久留米市、福岡市の間で情報共有に努めるとともに、他の政令指定都市とも大都市に共通の課題などについて情報交換に努め、基本計画を効果的に推進します。

